

支給されます

平成28年度

臨時福祉給付金と障害・遺族年金受給者向け給付金

消費税率引き上げに伴う、所得の少ない人への影響を緩和するため、給付金が支給されます。

該当すると思われる人には、9月中旬以降に申請書が郵送されますので忘れずに申請しましょう。

臨時福祉給付金

対象／平成28年度の市県民税が課税されていない人

※市県民税が課税されている人に扶養されている場合や、生活保護制度の被保護者の場合は対象になりません。

支給額／3,000円

障害・遺族年金受給者向け給付金

対象／臨時福祉給付金の支給対象者のうち、障害基礎年金や遺族年金を受給している人
※今年度、高齢者向け給付金(30,000円)を受給した人は対象になりません。

支給額／30,000円

共通事項

申請期限／平成29年2月3日(金)
消印有効

受付時間／月々金曜日 午前9時～午後5時

※祝日と年末年始を除く。

受付場所／市役所本庁分室

申請方法／申請書に必要事項を記入し、同封の返信用封筒で郵送するか、持参してください。

申請者によっては通帳の写しや、身分証明書の写しなどが必要になるので注意しましょう。

「振り込め詐欺」などに注意

給付金を装った、振り込め詐欺などに注意してください。

市や厚生労働省などがATM(現金自動預払機)の操作を求めることは、絶対にありません。

申し込み・問い合わせ先

給付金担当窓口

☎62・5376

「i 広報紙」が「マチイロ」に生まれ変わります

スマホで読もう「広報あさひ」

広報あさひを配信中のアプリ「i 広報紙」が、9月中旬から「マチイロ」にサービス名を変更し、アプリも大幅にリニューアルします。すでに「i 広報紙」を利用している人は、アップデートでアプリが入れ替わりますので、新しくダウンロードする必要はありません。

問い合わせ先

秘書広報課広報広聴班 ☎62-8070

便利な機能が追加

- 新着情報と連動したプッシュ通知
- 広報紙のオフライン閲覧
- オリジナルコンテンツの配信



いつでもスマホで
広報あさひ

右のバーコードからダウンロードページにアクセスできます。

※アプリの使用は無料ですが、通信費は回線ごとの負担になります。
※広告が表示されますが、旭市とは何ら関係ありません。



マチイロ

マチイロに関する問い合わせは株式会社ホープ(092-716-1404)まで連絡してください。